

# 農地転用許可後に必要な 届出・報告のご案内

農地転用許可後には、転用事業の進捗状況に応じて、**農業委員会**に対する各種報告書等の提出が必要となります。

必要な報告書等の提出がない場合、許可条件違反となります。

なお、転用事業に係る許可条件や注意事項等については、交付された「転用許可指令書」に記載されているため、併せてご確認ください。



## ○提出が必要となる報告書等

### 1 提出が必要となるケース

該当する 転用事業	提出書類	提出時期等
全ての場合	事業着手届	転用事業に着手したとき
	事業完了報告書	転用事業が完了したとき
	事業進捗状況報告書	事業着手の日から 3か月後 及び その後1年ごと
・ 駐車場 ・ 資材置場 等 を転用目的とする場合	事業実施状況報告書 (駐車場、資材置場等)	事業完了の報告が あった日から6か月ごと 3年間
・ 営農型太陽光発電 を転用目的とする場合	栽培実績書 及び 収支報告書※ <small>※新制度 (R6.4.1以降) により許可されたものが提出対象となります。</small>	毎年2月末まで
・ 地域計画区域内にお ける砂利採取 を転用目的とする場合	事業実施状況報告書 (砂利採取事業)	農地復元後から 6か月ごと 1年間

## 2 報告書等

右のQRコードより、各種様式をダウンロードすることができます。  
必要に応じてご利用ください。



提出書類	様式番号	添付書類
事業着手届	第32号	—
事業完了報告書	第33号 (一時転用許可の 場合は第37号)	・ 現況写真
事業進捗状況報告書	第34号	・ 現況写真
事業実施状況報告書 (駐車場、資材置場等)	第35号	・ 現況写真
栽培実績書 及び 収支報告書※  ※新制度 (R6.4.1以降) により許可されたものが 提出対象となります。	【栽培実績書】 第87号 【収支報告書】 第88号	・ 作物の生育状況がわかる写真 (必須) ・ 出荷量を証する書面の写し ・ 農作物を収穫した場所を示す 写真
事業実施状況報告書 (砂利採取事業)	第36号	・ 現況写真

・ 様式番号は『農地事務の手引(様式集編)』(岐阜県)に基づきます。

## 3 報告書等の提出先

許可を受けた土地(農地)がある市町村農業委員会に提出してください。

許可権者の別	提出先
県許可の場合	許可を受けた土地(農地)を管轄する農業委員会 ※山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、海津市、養老町、 垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、関市、 美濃市、美濃加茂市、坂祝町、七宗町、東白川村、御嵩町、 多治見市、瑞浪市、土岐市、中津川市、恵那市、下呂市、 白川村
市町許可の場合	転用許可権者(市町)の農業委員会 ※上記以外の市町

・ 不明な場合は、転用許可を受けた土地(農地)を管轄する農業委員会にご確認ください。

岐阜県 農地法の許可・届出・協議

検索

岐阜県農政部農村振興課

